

審議案件に関する概要

令和4年12月20日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和4年5月18日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
みずほ信託銀行株式会社 支配人 小西 伸幸	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	MEGAドン・キホーテ旭川店 旭川市春光1条8丁目1番65号	
(2)変更しようとしている事項	変更前	変更後
ア 施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数	854台 754台
イ 施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時 午前8時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分～ 翌午前2時30分 午前7時30分～ 翌午前2時30分
(3)変更する年月日	上記2(2)ア 令和5年1月19日 上記2(2)イ 令和4年7月 1日	

3. 審査事項

(1) 駐車場整備への	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数888台>駐車台数754台
	従業員駐車場等の整備	屋上駐車場に100台確保
	来客車両等の入出庫方法	・来客自動車を入庫ゲート、遮断機等はなく、入庫待ちは発生しないとする。 入庫処理能力:450台/時以上 入庫処理時間:8秒以下/台
	歩行者の安全対策	・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者ともに、店舗周辺や駐車場内における走行及び搬出入作業に際して低速度走行や後進時の誘導など歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。また、出入口看板などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。

交通整理員の配置		・売出し等の繁忙時には適宜交通整理員7名程度を駐車場出入口周辺に配置し、誘導を行う。				
除排雪による堆積方法		・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・駐車場(隔地)の外周部などに一時堆雪しますが、逐次排雪を行い来客用駐車場の確保に努める。				
(2)騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	60dB	52dB	○	
		2	60dB	48dB	○	
		3	55dB	48dB	○	
		4	60dB	54dB	○	
		5	60dB	55dB	○	
	夜間の等価騒音の予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	50dB	46dB	○	
		2	50dB	45dB	○	
		3	45dB	42dB	○	
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
		a1	室外機①	50dB	43dB	○
		a2	室外機②	50dB	41dB	○
		a3	室外機③	50dB	43dB	○
a4		室外機④	50dB	44dB	○	
a5		冷凍機	50dB	41dB	○	
a6		排気①	50dB	48dB	○	
a7		空調機①	50dB	49dB	○	
a8		空調機②	50dB	49dB	○	
a9		空調機③	50dB	41dB	○	
a10		空調機④	50dB	44dB	○	
a11		排気④	50dB	41dB	○	
c1		自動車走行音	50dB	70dB	△	
c2		自動車走行音	50dB	52dB	△	
c3	自動車走行音	50dB	70dB	△		
d1	ドア開閉音	50dB	38dB	○		
d2	ドア開閉音	50dB	44dB	○		
敷地境界で規制基準値を超える、c1、c2、c3について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。						
	再計算点	規制基準値	予測結果	備考		
	c1'	40dB	40dB			
	c2'	50dB	45dB			
	c3'	50dB	44dB			
騒音問題の一般的対策		・不必要なアイドリングやクラクション及び空ぶかし等を行わないよう看板を設置して来客者への啓蒙を行う。				
荷さばき作業等の対策		・搬出入車両の不要なアイドリングを防止し、騒音を抑制する。				

付帯設備・施設等の対策	・店舗裏周辺の用途地域は準工業地域ですが住居等が多いため、夜間(午後10時以降)においては実体的な駐車場騒音の影響に配慮して地上駐車場及び店舗北側の駐車場(隔地)を使用せず、壁等で囲われた3階駐車場・屋上駐車場を使用する。
青少年の蝟集等の対策	・営業終了後は駐車場出入口を閉鎖して車両の進入を防ぎ騒音公害の防止に配慮する。
その他の対応方策	・冬季における駐車場等の除雪作業は緊急時を除き午後10時以降及び午前6時以前に行わない。 ・万一騒音問題が発生した際には、迅速に対応、対策を行う。

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道(上川総合振興局連絡調整会議)の意見案

意見なし

(ツルハドラッグ旭川末広5条店：法第5条第1項)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

(1)本届出については、旭川市及び住民からの意見はない。

(2)大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第4条で述べられている、配慮事項のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において排気音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっている。

なお、それ以外の法第4条の指針に述べられている配慮は満たされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

(3)上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

以上から、総合的に判断した結果、上記のとおりとするものである。